

中間点検（中間報告）骨子（案） 目次

I	北海道総合開発計画について	
1	第8期北海道総合開発計画策定の意義等	1
	（1）北海道開発の経緯	
	（2）第8期北海道総合開発計画の意義	
2	第8期北海道総合開発計画の内容	1
	（1）第8期北海道総合開発計画の目標	
	（2）目標達成に向けて踏まえるべき事項	
	（3）目標達成に向けて実効性を高める取組	
3	第8期北海道総合開発計画策定後の社会情勢と主な動向	2
	（1）人口減少・少子高齢化の進展	
	（2）グローバル化の進展・国際環境の変化	
	（3）大規模災害等の切迫	
	（4）その他状況の変化を踏まえた国の計画等	
4	中間点検の進め方等	2
	（1）実施体制	
	（2）調査審議事項	
II	目標ごとに設定された主要施策の推進状況	
1	人が輝く地域社会	3
	（1）北海道型地域構造の保持・形成に向けた定住・交流環境の維持増進	
	（2）北海道の価値創造力の強化に向けた多様な人材の確保・対流の促進	
	（3）北方領土隣接地域の安定振興	
	（4）アイヌ文化の振興等	
2	世界に目を向けた産業	4
	（1）農林水産業・食関連産業の振興	
	（2）世界水準の観光地の形成	
	（3）地域の強みを活かした産業の育成	
3	強靱で持続可能な国土	6
	（1）恵み豊かな自然と共生する持続可能な地域社会の形成	
	（2）強靱な国土づくりへの貢献と安全・安心な社会基盤の形成	
III	第8期北海道総合開発計画の目標の達成状況の評価等	
1	人が輝く地域社会	7
2	世界に目を向けた産業	8
3	強靱で持続可能な国土	9
IV	今後の第8期北海道総合開発計画推進の基本的考え方等	
1	今後の第8期北海道総合開発計画推進の基本的考え方	9
2	今後の第8期北海道総合開発計画推進の方向性	10
V	今後の第8期北海道総合開発計画の推進について	
1	目標の実現に向けた重要施策（ミッション）	11
	（1）点検結果を踏まえ更なる重点化を図る施策	
	（2）ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ社会において強化すべき施策	
2	目標達成に向けて実効性を高める取組等	13

1 I 第8期北海道総合開発計画について

2

3 1 第8期北海道総合開発計画策定の意義等

4 (1) 北海道開発の経緯

5 ※ その時々^の国の課題解決への貢献

6 ※ 第8期北海道総合開発計画（以下「第8期計画」という。）の策定趣旨が明確となるよう、当時
7 の課題を記載

- 8 ・ 第8期計画策定当時、北海道は全国より10年先んじて人口減少・高齢化が進展。
- 9 ・ 世界経済一体化の更なる進展、国際的な競争の激化、世界人口や食料・エネルギー需要が大幅に
10 増加することが見込まれるなど、国際環境の変化を踏まえた対応が求められていた。
- 11 ・ 気候変動による風水害、土砂災害等の頻発・激甚化といった大規模災害等が切迫。
- 12 ・ 社会資本の老朽化が見込まれており、施設の戦略的な維持管理・更新の推進が求められていた。
- 13 ・ 地球環境問題の深刻化により、持続可能な経済社会システムの構築が急務。

14

15 (2) 第8期北海道総合開発計画の意義

16 ※ 新たな北海道総合開発計画策定の意義を記載

- 17 ・ 第8期計画は、人口減少・高齢化の急速な進展等により、食や自然環境等北海道の強みを提供し、
18 我が国全体に貢献している「生産空間」の維持が困難となるおそれがあることから、今後10年間に
19 「生産空間のサバイバル」、「地域としての生き残り」を賭けた重要な期間としている。
- 20 ・ 北海道新幹線開業、高規格幹線道路網の延伸等の機会を捉え、地域が一体となって戦略的に取組を
21 進めることにより、人々が豊かな暮らしを送ることのできる地域社会の確立が可能とされた。
- 22 ・ 「課題解決先進地域」の先駆的形成を図ることは、「北海道イニシアティブ」の発揮であり、今後
23 10年間の意義とされた。

24

25 2 第8期北海道総合開発計画の内容

26 ※ 第8期計画の内容として、3つの目標、目標を達成するための主要施策の推進について記載

27 (1) 第8期北海道総合開発計画の目標

- 28 ・ 「世界水準の価値創造空間」の形成を目指すことを、2050年を見据えた計画のビジョンとし、「人
29 が輝く地域社会」、「世界に目を向けた産業」、「強靱で持続可能な国土」の3つの目標を設定。

30

31 (2) 目標達成に向けて踏まえるべき事項

- 32 ・ 「人が輝く地域社会の形成」、「世界に目を向けた産業の振興」、「強靱で持続可能な国土の形成」を
33 主要施策とし、その推進に当たっては次の2つを踏まえ、その具体化に努めるとされた。

34 ① 北海道型地域構造の保持・形成

35 ② 北海道の価値創造力の強化

36

37 (3) 目標達成に向けて実効性を高める取組

- 38 ・ 以下の4つの取組を通じて計画の実効性を高めることとされた。

39 ① 産学官民金連携による重層的なプラットフォームの形成

40 ② イノベーションの先導的・積極的導入～「北海道イニシアティブ」の推進

41 ③ 戦略的な社会資本整備

42 ④ 計画のマネジメント

43 なお、第8期計画の策定に際し、国土審議会長からの留意事項として、関係者が連携して計画の実
44 現に向けた取組を進められるよう、数値目標の共有を図ること等が示された。

45

1 3 第8期北海道総合開発計画策定後の社会情勢と主な動向

2 (1) 人口減少・少子高齢化の進展

- 3 ・ 総人口に占める高齢者の割合は2019年時点で28.4%まで上昇。
4 ・ 北海道の高齢者(65歳以上)人口割合は一貫して増加。生産年齢人口が減少し、合計特殊出生率
5 は全国よりも低位で推移。

7 (2) グローバル化の進展・国際環境の変化

- 8 ・ 2017年12月に日EU・EPAが交渉妥結、2018年3月にはTPP11協定の署名。これまで21か
9 国との間で18の経済連携協定が署名・発効済。

11 (3) 大規模災害等の切迫

- 12 ・ 2016年8月の北海道大雨激甚災害では、記録的な豪雨による甚大な被害を及ぼした。
13 ・ 2017年12月に公表された北海道東部沖の千島海溝沿いの地震評価で、超巨大地震が切迫している
14 可能性が高いとされた。
15 ・ 平成30年(2018年)北海道胆振東部地震では最大震度7を観測、大規模な土砂災害、家屋の倒壊、道
16 路の陥没、北海道全域の停電等ライフラインの寸断等があり、産業基盤にも多大な影響。
17 ・ 令和元(2019)年東日本台風をはじめ、全国各地で自然災害が頻発。

19 (4) その他状況の変化を踏まえた国の計画等

- 20 ・ 2018年7月、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」(昭和57年法律第85
21 号)改正。
22 ・ 2018年12月、国土強靱化基本計画の変更が閣議決定。
23 ・ 2019年5月、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」
24 (平成31年法律第16号)が施行。
25 ・ 2019年12月、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン(令和元年改訂版)」及び第2期「まち・ひ
26 と・しごと創生総合戦略(以下、総合戦略)」が閣議決定。
27 ・ 2020年3月、新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定。

29 4 中間点検の進め方等

30 (1) 実施体制

31 計画推進部会において令和2(2020)年度内を目途に点検結果を取りまとめ、北海道開発分科会に報
32 告。

34 (2) 調査審議事項

35 ① 第8期北海道総合開発計画の施策の点検に関する事項

36 各種施策の進捗状況を把握、3つの目標の達成状況を評価、課題を明らかに。

37 ② 今後の推進方策に関する事項

38 近年の社会経済情勢及び上記①の点検結果を踏まえた令和3(2021)年度以降における推進方策に
39 ついて検討。

40 なお、①については、令和元年度までの取組を対象とする。また、新型コロナウイルス感染症の影
41 響等を踏まえ、Vの施策については、可及的速やかに対策を講じることが重要であり、中間点検後も
42 継続して検討。また、数値目標については、当面の間、現行の目標を堅持、新型コロナウイルス感染
43 症の拡大の影響を分析した上で、改めて整理。

II 目標ごとに設定された主要施策の推進状況

※ 第8期計画の3つの目標ごとに主な施策等の推進状況を以下のとおり整理

1 人が輝く地域社会

(1) 北海道型地域構造の保持・形成に向けた定住・交流環境の維持増進

① 基礎圏域（地方部の生産空間、地方部の市街地、圏域中心都市）

都市機能・生活機能が日常生活に支障のない水準で提供される「基礎圏域」の形成は、「生産空間」での暮らしを広域的に支えつつ、人々の活発な対流の促進に寄与。

（所得・雇用の確保）

- ・ 地方部の生産空間では人口減少・高齢化により、基幹産業である農林水産業の労働力不足が生じている。そこで、農林水産業の振興及び競争力の強化を図るため、農地の大区画化等の基盤整備を実施するとともに、スマート農業等の新たな技術の導入等に取り組んでいる。
- ・ 農水産業の6次産業化が促進され、生産品の付加価値の向上に向けた取組が進行。
- ・ 圏域中心都市では、首都圏の企業を対象にしたサテライトオフィスの整備・運用、中小企業の稼ぐ力を強化、地域経済のプラス成長と雇用の創出につなげる支援等が行われている。

（生活機能・集落機能の維持）

- ・ 北海道内全域において、高規格幹線道路、空港、港湾の整備等交通ネットワークの構築を推進。
- ・ 地方部では、地域公共交通網形成計画の策定自治体数が増加。交通弱者対策としてコミュニティバスやデマンド交通の運行等が増加。自動運転及びMaaSの試行にも取り組まれている。
- ・ 圏域中心都市及び地方部の市街地においては、自転車通行空間の整備やサイクルシェアリング等が進んでいる。また、バリアフリー化等歩いて暮らせるまちづくりが進められている。
- ・ 主に地方部の市街地において、「道の駅」を公共交通やデマンド交通の結節、防災拠点として活用するなど、多様な取組が進められている。
- ・ 北海道空き家情報バンクの活用等による空き家対策が進められている。
- ・ 圏域中心都市や地方部の市街地では、市町村の子ども・子育て支援事業計画に基づき保育所や認定こども園の整備が進められている。
- ・ 北海道内の光ファイバの世帯カバー率は98.1%であるが、農村部、山間部等には依然として未整備地区が多く存在。
- ・ 地方部の小規模校や離島の高等学校では、遠隔教育の活用による教育課程の充実化の取組が行われている。
- ・ 圏域中心都市は、高度な医療サービスの提供拠点であるが、人口当たりの医師数は全国平均を下回る地域が多い。北海道の広域分散型の地域構造を踏まえると、遠隔医療は効果的な手段であるが、機器整備が高額であること等から普及が限定的な状況。
- ・ 地方部の生産空間等では、日本型直接支払制度の活用により、農業者、地域住民、団体等が農地、農業用施設の維持管理及び周辺環境の改善等に取り組んでいる。

（地域の魅力向上）

- ・ 「シーニックバイウェイ北海道」、「わが村は美しくー北海道」運動及び北海道マリンビジョン21等、地域と一体となった景観形成や魅力向上の取組、無電柱化等を実施。
- ・ 行政との連携・協働により河川や道路等の維持管理を行う協力団体等が、美化や植樹、修景、環境保全等の活動を実施。さらに、地方部の生産空間等においては、日本型直接支払制度の活用により、農業者、地域住民・団体等が植栽等による景観形成や生態系保全等の環境保全活動等に取り組んでいる。

（モデル圏域の取組）

- ・ 北海道型地域構造を保持・形成するため、圏域検討会を3つのモデル圏域（名寄周辺、十勝南、釧路）において開催。学識経験者、地域の企業や団体、国、地方公共団体等が参加、議論。喫緊の

1 課題についてはワーキングチームを設置、具体的な検討や課題解決に向けた取組を農業、物流、観
2 光、交通の分野で行っている。

3 ② 札幌都市圏

- 4 ・ 札幌都市圏は、北海道からの人口流出を抑制する巨大なダム機能を発揮、高次な都市機能がコン
5 パクトに集積した魅力ある都市空間の創出、広域的な交流・連携の強化が進行。また、札幌都心部
6 へのアクセス性、都心部の移動の利便性・快適性・回遊性の向上、さらに札幌と地域をつなぐ交通
7 ネットワークの整備に向けた事業を展開。

8 ③ 国境周辺地域の振興

- 9 ・ 稚内市―サハリン州との定期航路が 2019 年に休止されたが、道北の商品の輸出販路開拓・拡大
10 等の交流・貿易促進の取組は継続。
- 11 ・ 離島における交通機能の確保を図るため、定期フェリー航路等の安定化に資する港湾等の整備
12 を推進。

14 (2) 北海道の価値創造力の強化に向けた多様な人材の確保・対流の促進

- 15 ・ UIJ ターン等や二地域居住、長期滞在の促進及び「地域おこし協力隊」等多くの取組が展開。
- 16 ・ サテライトオフィスの整備等の支援及び子育て支援等、移住者等の受入環境整備の向上にも資す
17 る施策が進行。
- 18 ・ 高齢者、女性、障害者等の参画等拡大のため、公共交通機関・建築物等のバリアフリー化、ユニバ
19 ーサルデザイン化が促進。
- 20 ・ 北海道内外の人材交流の場であり、優良な取組の評価・普及を推進する「北海道価値創造パートナ
21 ーシップ活動」等を展開し、地域づくり等の担い手の発掘・育成を促進。
- 22 ・ グローバルな人的ネットワークの形成を図るため、外国人留学生及び J I C A 研修の受入等が継続。

24 (3) 北方領土隣接地域の安定振興

- 25 ・ 北方領土隣接地域は、北方領土問題が未解決であるため、戦後はその望ましい地域社会として発展
26 が阻害される特殊な条件下にある地域で、水産業の低迷等、地域経済は依然として厳しい状況。
- 27 ・ 第 8 期北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画（2018 年度～2022 年度）に基
28 づき、安定した地域社会の形成に必要な施策を推進。

30 (4) アイヌ文化の振興等

- 31 ・ 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成 31 年法
32 律第 16 号）に基づき、文化振興や福祉施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興等の観点を含め
33 た市町村の取組を支援するアイヌ政策推進交付金を創設。またアイヌ文化の復興等のナショナルセ
34 ンターである民族共生象徴空間（ウポポイ）が北海道白老町に 2020 年 7 月に開業。

36 2 世界に目を向けた産業

37 (1) 農林水産業・食関連産業の振興

38 ① イノベーションによる農林水産業の振興

39 (イノベーションによる農業の振興)

- 40 ・ 省力化や低コスト化、高品質生産の実現に向け、農地の大区画化や排水改良等、農業の構造改
41 革に資する生産基盤の整備を推進。
- 42 ・ 生産基盤の整備を契機とした農業経営の法人化やコントラクター、TMR センター等の作業受
43 託組織の活用等による経営力の強化や、地域ぐるみでの収益性向上に向けた取組を推進。
- 44 ・ 農地の汎用化や地下水水位制御システム、畑地かんがい施設の整備により、新たな農業技術の導入
45 による大幅な省力化と低コスト化、高収益作物の生産拡大による収益性の向上を推進。

- 1 ・ 農地の大区画化を契機として、自動走行トラクターや自動操舵機能付田植機等、ICTやロボット等の新技術を活用したスマート農機の導入を促進。酪農においては、搾乳ロボットや餌寄せロボット等の導入による作業の省力化及び生産性の向上を促進。

4 (イノベーションによる林業の振興)

- 5 ・ 森林の多面的機能の発揮及び木材の安定供給体制の構築に向けて、森林整備を着実に実施するとともに、路網整備や高性能林業機械の活用、優良品種の開発等による林業の低コスト化等を推進。
- 8 ・ 道産木材の需要創出に向けて、CLT等の高付加価値木材製品の開発・普及、公共建築物や民間施設の木造化・木質化を推進。

10 (イノベーションによる水産業の振興)

- 11 ・ 水産資源の回復、海域の生産力向上のため、漁港水域を増養殖場として利用する漁港機能の集約化や再活用、水産生物の生活史に配慮した水産環境整備等を推進。
- 13 ・ 高鮮度で安全な水産物の安定供給を図るため、屋根付き岸壁等の施設整備と併せた高度衛生管理対策、漁港施設の地震・津波対策や長寿命化対策等を推進。

15 ② 「食」の高付加価値化と総合拠点づくり

- 16 ・ 穀物の安定的かつ安価な輸入の実現を図るため、釧路港に国際物流ターミナルを整備。併せて釧路港と酪農地域を結ぶ高規格幹線道路等の整備を推進し、遠隔消費地への安定的なサプライチェーンの強化、移輸出を促進。
- 19 ・ 地域団体商標の取得等産地が主体となった高付加価値化の取組、「食」の総合拠点づくりに向けた道外食品企業の誘致を推進。

21 ③ 食の海外展開

- 22 ・ 農水産物輸出促進計画（道内6港湾管理者が策定、国交省が認定）に基づき、農水産物の商品価値向上や輸出環境改善に資する港湾等の整備を推進。
- 24 ・ 輸出品目の裾野拡大に向け、中小口貨物の輸出に関わる生産者、物流事業者、商社等が情報を共有するプラットフォームを構築・強化。
- 26 ・ 海外ニーズが求める品質・ロットに対応するため、農地の大区画化や排水改良、畑地かんがいの整備等、輸出競争力強化に向けた基盤整備を推進。

28 ④ 地域資源を活用した農山漁村の活性化

- 29 ・ 農地の大区画化等の基盤整備を契機に、円滑な農地継承と新規就農が促進され、地域の児童数が増加するなど農村地域が活性化。
- 31 ・ 緑化運動や森林環境教育、「木育」活動により、森林と人との関わりに対する地域住民の理解を醸成する取組を推進。
- 33 ・ 「わが村は美しくー北海道」運動や北海道マリナビジョン21等、農山漁村の地域資源を生かした地域活性化の取組を推進。

36 (2) 世界水準の観光地の形成

- 37 ・ 北海道が世界に評価される「世界水準」の観光地として認知され、人々を惹きつける地域となるよう様々な取組を戦略的に展開。
- 39 ・ ゲートウェイである新千歳空港の機能強化、函館港等クルーズ船の受入環境の改善や観光地や主要な空港・港湾等へのアクセス強化を図る高規格幹線道路等の整備の推進とともに、外国人旅行者に優しい道路情報の提供等、外国人旅行者の安全・安心かつ広域的な周遊を促進する取組を推進。
- 42 ・ 移動を含めて楽しむドライブ観光やサイクルツーリズム、河川空間やインフラを活用したツーリズム、自然体験等を観光メニューとするアドベンチャートラベル等、道内各地の地域資源による魅力ある観光メニューを創出する取組等を、観光振興に携わる多様な人材や関係機関が連携・協働して推進。

- ・ 道内地方部への誘客や周遊促進を図るべく、2016年度から、外国人ドライブ観光の推進に戦略的に取り組んでいる。国道上の道路情報板の英語表示の全国初の導入、道東の道の駅で周辺地域も含めた広域的な観光情報を一元集約して発信する取組、来道外国人ドライブ観光客のGPSデータ等を取
得・共有する外国人ドライブ観光促進プラットフォームの構築等、北海道イニシアティブを発揮して
様々な取組を推進。

(3) 地域の強みを活かした産業の育成

- ・ 首都圏等での大規模災害等に対し同時被災の可能性が低いといった視点や冷涼な気候等、北の優
位性を活用した産業の育成を推進、リスク分散を目的とした企業立地やデータセンター等のIT関
連企業の従業員数・売上高が増加傾向で推移。一方で、近年の製造品出荷額及び全国シェアは減少傾
向で推移。
- ・ 苫小牧東部地域における立地企業数は順調に増加、その他の地域でも産業の更なる集積が進行。ま
た、域内投資等の促進については、官民ファンドの活用や公共施設の運営委託による道内資本の投資
拡大が進行。
- ・ 産業を支える人流・物流に係る交通ネットワークの整備等を推進。道央圏連絡道路の整備により、
石狩湾新港工業地域や千歳市工業団地等の沿線の工業団地において物流業者や製造業者の企業立地
が進み、集約された農水産物加工等の製造品出荷額が増加。

3 強靱で持続可能な国土

(1) 恵み豊かな自然と共生する持続可能な地域社会の形成

① 環境と経済・社会の持続可能性の確保

- ・ 道内河川において、豊かな自然や多様な動植物の生息・生育環境を保全する取組が展開。ラムサ
ール条約登録湿地である釧路湿原では、自然再生協議会の開催や河道の蛇行復元等の取組を推進。
- ・ 釧路・根室地域の酪農地帯において、農業用排水施設の整備を行い、農業者による協定の下で
かんがい用水を活用して家畜排せつ物を有効利用すること等により農業生産性の向上、資源の地域
循環を推進。
- ・ 千歳川の舞鶴遊水地においては、地域の関係者が参画した「タンチョウも住めるまちづくり協議
会」を設立し、持続可能な魅力ある地域づくりを推進。

② 環境負荷の少ないエネルギー需給構造の実現

- ・ CO₂削減、省エネルギー、エネルギーの地産地消を推進するため、ダムの河川維持流量や農業水
利施設を活用した小水力発電、官庁施設における太陽光発電装置の導入等、更なる再生可能エネル
ギーの導入を進めている。併せて、公共建設工事において、CO₂削減量を定量的に把握する「環境
家計簿」の導入、ICT施工の導入による施工効率の向上等の取組を推進。
- ・ 水素による余剰電力の貯蔵・利用の促進等を図るため、産学官金連携のプラットフォームによる
普及啓発や、燃料電池自動車（FCV）の導入や水素ステーションの設置が進行。

(2) 強靱な国土づくりへの貢献と安全・安心な社会基盤の形成

① 激甚化・多様化する災害への対応

- ・ 地震・津波及び火山噴火による被害や社会影響を最小化するため、施設の耐震化、津波対策、砂
防施設整備及び代替性確保のための高規格幹線道路の整備等を推進。
- ・ 2016年北海道大雨激甚災害を契機に、北海道で先駆的に、将来的な気候変動予測を踏まえた水害
リスク評価や技術的な検討を推進。
- ・ 災害発生時に被災自治体が行う被災状況の迅速な把握や復旧等の支援を図るため、平成30年
(2018年)北海道胆振東部地震では延べ1,557人・日のTEC-FORCEを派遣したほか、市町村・大
学・民間企業等との災害協定の締結等を実施。

- また、地域の防災力向上のため、危機管理型水位計の設置、緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信等を実施するとともに、国管理河川沿川 85 市町村による避難勧告着目型タイムライン作成、洪水や津波ハザードマップの作成等を支援。
- 積雪寒冷地特有の被害を最小化するため、暴風雪時の緊急情報提供の取組や、36 箇所（2019 年度末時点）の道の駅では冬期でも安定性のある防災機能強化として、道路管理者・地方公共団体間の災害時協定を締結するなどの取組を推進。

② 我が国全体の国土強靱化への貢献

- 国家的規模の災害時におけるバックアップ拠点機能の確保にも資するため、新千歳空港における冬期安定運航等のための誘導路整備を推進。
- 北海道内外の災害時に食料を安定供給するため、食料生産基盤の整備・保全を進めているほか、輸送拠点の確保のため道路や空港の耐震化、道央圏や太平洋側の港湾における B C P の策定及びそれに基づく訓練等を実施。

③ 安全・安心な社会基盤の利活用

- 老朽化するインフラに対して、計画的に点検、更新、改良を実施。道路施設では全道の橋梁・トンネル等で一巡目の点検を概ね完了、河川施設では堤防や樋門等で年 1 回の点検を実施。
- 「事故ゼロプラン」により重点的・集中的に交通安全対策を進め、2018 年度末時点で事故危険区間のうち半数以上は対応済。事故危険区間以外と比べ事故危険区間では死傷・死亡事故件数の減少率が高い。
- TEC-FORCE 隊員を対象とした研修等、各種研修や検討会を行い防災体制の充実を推進。

Ⅲ 第 8 期北海道総合開発計画の目標の達成状況の評価等

※ 第 8 期計画に設定された 3 つの目標の達成状況の評価を以下のとおり整理。

1 人が輝く地域社会

(1) 北海道型地域構造の保持・形成に向けた定住・交流環境の維持増進

- 農業就業者の高齢化、労働力不足等の課題はあるが、国内における北海道の農業産出額は増加。また、生産空間の担い手である農業や漁業従事者の所得は維持あるいは増加傾向を示しており、生産空間での生産活動による地域の基幹産業の振興が図られ、所得確保につながってきたと言える。引き続き維持・発展させるためには、基幹産業である農林水産業の振興や競争力の強化に向けた取組の継続とともに、労働力の確保についても対応していく必要がある。また、生産空間への定住促進等に向け、光ファイバ網やローカル 5 G 等の情報通信基盤の整備が必要。
- 北海道の「食」と「観光」という強みを提供する「生産空間」の維持・発展のため、交通ネットワークや生活機能の基盤等の整備を進めるとともに、3 つのモデル圏域（名寄周辺、十勝南、釧路）を設定、地域課題の解決に向けて検討や取組が継続。地域課題の解決には至っていないが、一部では、先駆的な取組が行われるなど、今後の期待される。課題解決に向けてマネジメントを強化、さらに他地域への波及を見据え、モデル圏域での取組を深化していく必要がある。
- 地域交通の課題に応じた人流・物流システムの構築や、道の駅の拠点化により、交通アクセスの確保、生活機能の維持が図られているほか、地域が連携し地域の魅力を向上させる取組を推進。引き続き、片荷の解消等に向けた物流の改善、地方部の交通課題の解決に寄与する利便性向上を図るとともに、地域と一体となり、景観形成や「道の駅」、「みなとオアシス」等の地域の拠点としての活用等を通じ、地域の更なる魅力の向上、利便性向上につなげていく必要がある。

(2) 北海道の価値創造力の強化に向けた多様な人材の確保・対流の促進

- 北海道価値創造パートナーシップ活動その他様々な地域づくりの人材育成・交流の取組等が多様

1 な主体により行われ、広がっている。さらに関係者の人脈や取組を拡大する仕組みを強化するととも
2 に、優良な活動を積極的に国内外に発信することにより、全体をレベルアップする必要がある。

- 3 ・ 世界水準の取組（「世界の北海道」）の選定は進んでいないが、2025年までに100件の優れた取組
4 を選定することを目指し、その発掘に注力するとともに、選定した取組のPR等を通じて北海道の魅
5 力を発信するとともに、人材の確保や地域の活動人口の増加に資するよう取り組む必要がある。

7 (3) 北方領土隣接地域の安定振興

- 8 ・ 北方領土隣接地域は、北方領土問題が未解決であることからその望ましい地域社会としての発展が
9 阻害されている地域。2018年度に第8期北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計
10 画を策定し、各種振興事業を推進しているが、地域経済は依然として厳しい状況にあることから、引
11 き続き、安定した地域社会の形成に必要な施策を推進していく必要がある。

13 (4) アイヌ文化の振興等

- 14 ・ 2019年5月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」
15 （平成31年法律第16号）が施行され、アイヌ施策を総合的かつ効果的に推進。引き続き、法に基づ
16 きアイヌ施策を着実に推進し、民族共生象徴空間（ウポポイ）について、年間来場者数100万人を目
17 指し、誘客促進に向けた広報活動やコンテンツの充実等を図る必要がある。

19 2 世界に目を向けた産業

20 (1) 農林水産業・食関連産業の振興

- 21 ・ 農業産出額は2014年から2018年までに約13%増加し、2016年以降は目標の12,000億円を上回
22 っているものの、米や野菜等の生産量が減少。農家戸数の減少及び農業就業者の高齢化は依然として
23 進行しており、経営形態の革新等イノベーションの加速化を図るとともに、消費者・実需者ニーズに
24 応じた生産を推進し、引き続き食料供給力を向上させ、農林水産業の持続的発展を図る必要がある。
- 25 ・ 食料品製造業出荷額は2014年から2017年までに約10%増加、目標の22,000億円に近づいている
26 もの、食品製造業の付加価値率は他地域に比べて依然として低い。北海道の「食」の高付加価値化・
27 競争力向上に向けた取組及び効率的な輸送体系の構築を引き続き推進する必要がある。
- 28 ・ 道産食品輸出額は、基準値（2014年）をベースに増減を繰り返しており、目標の1,500億円まで
29 は開きがある。国内消費の減少が見込まれる中で、拡大する世界の食市場を獲得して農水産業・食関
30 連産業の成長産業化を図ることが引き続き重要。輸出額の約8割を占める水産物・水産加工品の安定
31 供給に加え、近年、増加している菓子類等輸出品目の多様化を図り、輸出額の増加に取り組む必要が
32 ある。

34 (2) 世界水準の観光地の形成

- 35 ・ 来道外国人旅行者数は、2015年から2018年までに190万人から298万人と1.6倍に増加、また訪
36 日外国人旅行者の9.6%（2018年）が北海道を訪問するなど、我が国全体の外国人旅行者数の増加に貢
37 献している。来道外国人宿泊数の地方部割合は増えていないが、道央圏を上回る増加率の地域もあ
38 り、地方部の外国人旅行者も着実に増加。客室稼働率の季節較差は、端境期を含め年間を通じて旅行
39 者が増加し平準化が進行。北海道7空港一括運営等を活かし、地方部への分散・周遊を支える移動環
40 境の整備や地方部の資源・特性を活かした観光メニューの充実に、より一層取り組む必要がある。
- 41 ・ 達成が厳しい数値目標もあるが、来道外国人旅行者の観光消費額は北海道全体の観光消費額の3
42 分の1を超えるなど、インバウンド観光は戦略的産業として着実に成長。また、個人手配旅行割合の
43 増加、高頻度リピーターの増加等、今後地方部へ経済効果の波及が期待される変化も出現。

44 まず新型コロナウイルス感染症拡大の影響による落ち込みからの回復、そして、北海道が世界に
45 評価され、将来にわたって人々を惹きつける地域となるよう、長期的な視点に立ち、引き続き「世界

1 水準の観光地の形成」に取り組むことが必要。

3 (3) 地域の強みを活かした産業の育成

- 4 ・ 同時被災リスクを少なくする観点から道外企業の誘致、気候的に適しているデータセンター等 I
5 C T 産業の誘致等が着実に進んでいるほか、利便性の高い物流ネットワークの形成により、沿線の企
6 業立地及び農水産物加工等の製造品出荷額の増加等の効果が見られる。
- 7 ・ 苫小牧東部地域開発については、これまでの産業集積を活かした幅広い産業開発を進めるととも
8 に、新たな食関連産業の創出や再生可能エネルギーの活用等を推進。
- 9 ・ 北海道の強みを活かした戦略的産業の振興に加え、北の優位性の活用や既存集積の活用、地域消費
10 型産業の活性化等を通じて、地域全体の雇用創出力の強化が必要。

3 強靱で持続可能な国土

(1) 恵み豊かな自然と共生する持続可能な地域社会の形成

- 14 ・ 河道の蛇行復元等の取組、大規模酪農地帯の家畜排せつ物の有効活用と地域環境の保全のための
15 用排水施設の整備、建設現場における I C T 施工導入等の CO₂削減の取組が進行。引き続き、社会
16 資本や土地利用において、自然環境が有する多様な機能を積極的に活用する取組の推進が必要。
- 17 ・ 北海道の 2018 年度の全発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合は 2030 年度の国の目標で
18 ある 22~24%を上回っており、他地域と比較して再生可能エネルギーの活用が進んでいる。
- 19 ・ 水素による余剰電力の貯蔵・利用の促進等を図るため、2015 年度に産学官金連携のプラットフォーム
20 を立ち上げ、普及啓発を推進。
- 21 ・ 再生可能エネルギー源が豊富に存在している北海道において持続可能な地域社会の形成に向けて、
22 地域分散型エネルギーシステムを含めたスマートシティの構築等の先導的な役割が期待。

(2) 強靱な国土づくりへの貢献と安全・安心な社会基盤の形成

- 25 ・ 強靱で持続可能な国土を確立するために、近年の大規模災害を踏まえた対策を含めた施設整備や、
26 地域と連携した体制づくり等による防災・減災対策等を進めており一定の成果。また、防災体制を強
27 化し、住民の意識向上に取り組んだ市町村割合が、2019 年に 95%に達するなど、地域の防災力向上
28 の取組も進んでいる。しかし、切迫する巨大地震や津波、気候変動に伴う災害の激甚化等が懸念、特
29 に北海道地域は積雪寒冷地特有の課題もあることも念頭に対応することが必要。
- 30 ・ 社会資本の老朽化に関し、限られた財源・人員の中で計画的に点検や対策を実施しているが、今後
31 も高度成長期に集中的に整備された社会資本の老朽化が加速的に進行。より一層計画的、集中的に老
32 朽化対策を実施する必要がある。
- 33 ・ 施設整備には長期間かかること、近年は災害の激甚化も懸念されていることから、これまでの取組
34 をより効率化・重点化するなど、更なる強靱化の取組が必要。

IV 今後の第 8 期北海道総合開発計画推進の基本的考え方等

38 ※ 第 5 回部会の意見を踏まえ、新型コロナウイルス感染症等新たに発生した社会経済状況の大きな
39 変化に対応しつつ、今後の計画期間に対する考え方を整理。

1 今後の第 8 期北海道総合開発計画推進の基本的考え方

- 42 ・ 新型コロナウイルス感染症は、我が国の社会経済に大きな影響を与えており、とりわけ北海道で
43 は、インバウンドが順調に伸びてきた観光の分野で、極めて大きなダメージを受けている。
- 44 ・ 新型コロナウイルスの影響を受けても、食料生産や観光の分野における北海道の強みが失われた
45 わけではなく、「食」と「観光」を戦略的産業と位置づけ、「世界の北海道」を目指すという第 8 期計

1 画の理念は変わるものではない。

- 2 • 新型コロナウイルス感染症において見えてきた北海道の価値を改めて見つめ直しながら、中間点検
3 を実施。今後5年間に於ける施策の推進方策を考えていく。
- 4 • 2020年1月には北海道内7空港コンセッションの開始、2020年7月には民族共生象徴空間（ウポ
5 ポイ）の開業があり、また、2021年に延期された2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大
6 会のマラソン等の北海道開催、2021年のアドベンチャートラベル・ワールドサミットの開催内定、
7 2030年の北海道新幹線の札幌延伸、冬季オリンピック・パラリンピック競技大会の札幌誘致等が予
8 定。地域の飛躍の契機となることが期待される。

10 2 今後の第8期北海道総合開発計画推進の方向性

- 11 • 第8期計画後半期間においては、計画の目標を達成するために克服すべき課題を踏まえ、一層の施
12 策の充実・強化を図る必要がある。
- 13 • 新型コロナウイルス感染症の社会経済に与える影響は甚大で、今後の社会構造・生活形態を変革さ
14 せ得ることから、新たな日常に積極的に対応した施策の検討、危機や災害に強い社会経済を支えるた
15 めの社会資本整備等に取り組む必要がある。
- 16 • 今後の第8期計画の推進にあたり、点検結果を踏まえ更なる重点化を図る施策に加え、ウィズ・コ
17 ロナ、ポスト・コロナ社会において強化すべき施策を重要施策と位置づけて推進。
18 なお、今後生じる新たな課題に対しても、計画の推進状況を見極めつつ、柔軟に対応。

20 <新型コロナウイルス感染症にかかる経緯・影響等>

- 21 • 2019年12月以降、新型コロナウイルス感染症が世界に拡大。2020年1月15日以降、日本国内で
22 も感染者が確認されるようになった。2020年3月26日には本感染症が新型インフルエンザ特別措置
23 法の適用対象とされ、4月7日に7都府県に、4月16日には全都道府県に緊急事態宣言が発出。5
24 月25日に全面解除されたものの、未だ収束には至っていない。
- 25 • なお、北海道においては、全国に先立ち2020年2月28日以降何度かの緊急事態宣言の発出を経
26 て、4月12日に北海道及び札幌市による「緊急共同宣言」を発出、外出自粛等と呼びかけた。また、
27 4月17日に北海道において緊急事態措置を実施（5月25日全面解除）。
- 28 • 新型コロナウイルス感染症の影響による活動人口の急減は地域経済に多大な影響を与えており、観
29 光、特にインバウンドの減少の影響が顕在化。
- 30 • 新型コロナウイルス感染症を機に、国民の生活・社会全般が大きく変わる可能性が高く、経済や国
31 民生活への影響を注意深く見極める必要がある。

34 V 今後の第8期北海道総合開発計画の推進について

35 ※ 第5回部会の意見を踏まえ、重点的に行う施策を整理。

36 1の重要施策（ミッション）については、I～Ⅲに対応する主要施策に加え、新型コロナウイルス
37 感染症の影響を受けて特に強化すべきと考えられる施策についてもとりまとめる。

39 今後5年間の第8期計画の推進に当たっては、点検結果を踏まえた課題に加え、今後の社会経済情勢
40 の変化により生じた課題にも適切に対応していくことが必要。また、さらに投資の重点化・効率化を図
41 り、早期かつ十分に効果を発現させていくことも必要。

42 第8期計画に基づく施策は引き続き推進していくものの、以下の特に重点化を図る施策については
43 計画的・効果的に進めていく必要がある。

1 1 目標の実現に向けた重要施策（ミッション）

2 計画に設定された主要施策の推進状況に関する上記Ⅰ～Ⅲの整理を踏まえ、計画期間中に、以下に掲
3 げる重要施策等を関係者と連携し、計画の目標の実現に向けた取組を推進。

4

5 (1) 点検結果を踏まえ更なる重点化を図る施策

6 ① 人が輝く地域社会

7 ア 北海道型地域構造の保持・形成に向けた定住・交流環境の維持増進

8 課題の解決に臨む他の地域の参考となる取組事例を増やしていくため、地方公共団体や業界団体
9 等が行う先進的な取組の共有や地域主体の検討の場を支援。3つのモデル圏域については、地域課題
10 の解決に向けて、マネジメントを強化。さらに他地域への波及を見据え、モデル圏域での取組を深化
11 させていく必要がある。

12 (所得・雇用の確保)

13 ・ 基幹産業である農林水産業の振興及び競争力の強化を図るため、農作業の省力化等に資するスマ
14 ート農業の推進及びそれに対応した農地の大区画化、汎用化等の基盤整備、森林資源の有効活用と
15 循環利用に資する森林整備の推進や機械等の導入による施業の効率化、高鮮度で安全な水産物の
16 安定供給に資する水産基盤の整備等に取り組む。また、雇用のマッチング等により労働力不足を補
17 う取組を促進する。さらに、スマート農業等に活用可能な情報通信基盤の整備を促進。

18 (生活機能・集落機能の維持)

19 ・ 北海道内外の人流・物流、地域・拠点間の連携確保のため、高規格幹線道路、空港、港湾の整備
20 等の推進に加え、コミュニティバスやデマンド交通、貨客混載等の取組を促進。
21 ・ 地方部の市街地等において、新しいモビリティ（Ma a Sや自動走行等）を活用した快適に移動
22 可能なまちづくりなどスマートシティの構築につながる取組を促進。
23 ・ 広域的な交流・連携の強化を図るため、北海道新幹線札幌延伸を見据えた札幌駅交通ターミナル
24 の整備等交通結節機能の強化を推進。

25 (地域の魅力向上)

26 ・ 魅力的な街並みや景観の形成等地域の魅力向上のため、「シーニックバイウェイ北海道」、「わ
27 が村は美しくー北海道」運動及び北海道マリナビジョン21等、地域と一体となり、景観形成や魅
28 力向上の取組を引き続き実施。また、「道の駅」を活用した取組として、地域の機能集約による拠
29 点化をさらに推進。

30 イ 北海道の価値創造力の強化に向けた多様な人材の確保・対流の促進

31 ・ 多様な地域づくり人材の広域的・横断的な支援を行うための「北海道価値創造パートナーシップ
32 会議」等の交流の場の拡大・充実を図り、人材の発掘・育成の促進を図る。
33 ・ 世界水準の取組の強化に向けて、「世界の北海道」の国内外へのPR等、優れた取組を行う団体
34 等を支援。

35 ウ 北方領土隣接地域の安定振興

36 北方領土隣接地域が置かれている特殊な事情を踏まえ、平成30年度に策定した第8期北方領土
37 隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画（平成30年度～令和4年度）に基づき、安定
38 した地域社会の形成に必要な施策を推進。

39 エ アイヌ文化の振興等

40 民族共生象徴空間（ウポポイ）について、アイヌの歴史、文化等に関する展示及び調査研究並び
41 にアイヌ文化の伝承、そのための人材育成、体験交流、情報発信及び豊かな自然を活用した憩いの
42 場の提供その他の取組を通じてアイヌ文化の復興に関する我が国における中核的な役割を担って
43 おり、年間来場者数100万人を目指し、引き続き、誘客促進に向けた広報活動やコンテンツの充実
44 等を図る。

45

1 ② 世界に目を向けた産業

2 ア 農林水産業・食関連産業の振興

3 (イノベーションによる農林水産業の振興)

- 4 ・ ロボット・AI・IoT等の先端技術を活用したスマート農業の導入を加速化。自動走行トラク
5 ター等の導入による農作業の更なる省力化・効率化と、センシング等で取得したデータの活用によ
6 る農業生産の最適化、農業経営の効率化等を促進。
- 7 ・ スマート農業に対応した農地の大区画化、汎用化等の生産基盤整備を引き続き推進するとともに、
8 スマート農業技術を活用する新たな農業支援サービスの導入を推進。
- 9 ・ 生産から加工・流通・消費に至るフードチェーンの各プロセスをデータで連携する取組を促進。
- 10 ・ 加工・業務用需要への対応や高収益作物の導入等、需要に応じた生産を進めるため、農地の汎用
11 化、畑地かんがいの導入等の基盤整備を引き続き推進。
- 12 ・ 木材の安定供給及び需要拡大を図るため、優良品種の普及、路網と高性能林業機械の組み合わせ
13 による施業効率化、公共建築物の木造化・木質化等を引き続き推進。併せて資源・生産管理のスマ
14 ート化等に取り組み、林業の低コスト化を一層促進。
- 15 ・ 林業の担い手の確保を図るため、2020年4月に開校した「北の森づくり専門学院」等による人材
16 育成を促進。
- 17 ・ 高鮮度で安全な水産物の安定供給に資する屋根付き岸壁等の施設整備と併せた高度衛生管理対
18 策を引き続き推進。
- 19 ・ 水産資源評価の高度化、漁業・養殖業の生産性向上等に資するスマート水産業を促進。

20 (「食」の高付加価値化と総合拠点づくり)

- 21 ・ 遠隔消費地への安定的なサプライチェーンの強化に向け、多様な輸送モードを活用した効率的な
22 輸送体系の構築を引き続き推進。
- 23 ・ 全国的にネットワーク化したサプライチェーンにおいて、農林水産物の生産拠点である北海道の
24 強みを活かし、一次加工品の生産拠点化を促進。

25 (「食」の海外展開)

- 26 ・ 輸出先国が求める品質・衛生基準等のニーズを踏まえて、農水産物の商品価値向上・輸出環境改
27 善に資する施設整備を引き続き推進。
- 28 ・ 農畜産物の輸出拡大に向けて、農地の大区画化や排水改良等、低コスト化・高品質化による輸出
29 競争力強化に向けた生産基盤の整備を引き続き推進。
- 30 ・ 農林水産物・食品の輸出拡大に向けた国の戦略を踏まえ、中小口貨物の輸出に関わるプラットフ
31 ォームを活用した道産食品輸出の裾野拡大の取組を引き続き促進。

32 (地域資源を活用した農山漁村の活性化)

- 33 ・ 農林水産業の持続的発展に資するイノベーションを経営資源の円滑な継承や新たな担い手の確
34 保につなげるとともに、農山漁村の地域資源を生かして地域活性化の取組を引き続き推進。

35 イ 世界水準の観光地の形成

- 36 ・ まずは新型コロナウイルス感染症拡大の影響による落ち込みからの回復、そして、北海道が世界
37 に評価され、将来にわたって人々を惹きつける地域となるよう、長期的な視点に立って引き続き
38 「世界水準の観光地の形成」を推進。
- 39 ・ インバウンド経済効果の地方部への波及が今後も重要課題。高規格幹線道路、空港、新幹線等の
40 交通ネットワークの整備を推進するとともに、北海道7空港一括運営を活かして、空港運営会社、
41 行政、商工団体、交通・観光等の関係者が連携し、新しいモビリティの導入を含めた2次交通の強
42 化等地方部への分散・周遊を支える移動環境の整備と地方部の資源・特性を活かした観光メニュー
43 の充実を一体的に推進。また、クルーズ船の受入環境の改善を背後地の取組と連携して一層推進。
- 44 ・ 内外の新たな観光需要を取り込んでいくために、観光振興に携わる多様な人材や関係機関の連
45 携・協働のもとで、ドライブ観光やサイクルツーリズム、河川空間やインフラを活用したツーリズム

1 ム、自然体験等を観光メニューとするアドベンチャートラベル等道内各地の地域資源を活かして
2 魅力ある観光メニューを創出する取組や通訳ガイド育成等ニーズに対応してサービスの充実・高
3 度化を図る取組を推進。

4 ウ 地域の強みを活かした産業の育成

- 5 ・ 道内産業の更なる育成及び地域のポテンシャルを十分に発揮させるために、今後も社会基盤の整備を計画的に推進。
- 6
- 7 ・ 産業活動の基盤となる人材・雇用確保に向け、U I J ターン者の地域就業の取組や I C T を活用
8 した業務効率化の促進。
- 9 ・ 北海道で働くことの魅力や優位性を発信するなど、更なる産業立地・振興に向けた取組について
10 検討。

11 ③ 強靱で持続可能な国土

12 ア 恵み豊かな自然と共生する持続可能な地域社会の形成

- 13 ・ 自然環境保存のため、経済活動等によって減少している湿原の自然再生に向けた取組やCO₂
14 削減の取組等を継続。
- 15 ・ 生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等、自然環境が有する多様な
16 機能を積極的に活用。
- 17 ・ 持続可能な地域社会の形成のため、地方部に豊富に賦存する再生可能エネルギーの更なる利活
18 用に向けた取組を継続、さらに地域分散型エネルギーシステム（マイクログリッド等も活用）を
19 含めたスマートシティの構築につながる取組を促進。

20 イ 強靱な国土づくりへの貢献と安全・安心な社会基盤の形成

- 21 ・ 北海道では冬期の巨大地震発生等に被害を最小限に抑えるため、日本海溝・千島海溝沿いで発
22 生する巨大地震・津波の検討結果や、冬期複合災害に関するこれまでの知見等を踏まえ、各種イン
23 フラ整備、防災体制の強化といったハード・ソフト組み合わせた対策を、国、関係機関、地域
24 が連携して推進。また、視程障害時の除雪作業技術等、冬期災害時に資する技術開発の取組を推
25 進。
- 26 ・ 海外の研究機関等と連携しつつ、将来の気候変動による影響の評価等を行い、治水計画等を気
27 候変動による降雨量の増加等を考慮したものに見直すとともに、水災害リスクの増大に対して
28 は、流域に関わる関係者が流域全体で行う「流域治水」へ転換。また、既存ダムの洪水調節機能
29 強化、災害に強い海上交通ネットワーク機能の構築等、各部門が連携しあらゆる観点におけるハ
30 ード・ソフト対策を推進。
- 31 ・ 老朽化が進むインフラの機能維持を図るため、事後保全から予防保全へ本格転換するとともに、
32 新技術の活用による点検の高度化・効率化やインフラストックの適正化等により、戦略的なインフ
33 ラ老朽化対策を推進。

34 (2) ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ社会において強化すべき施策

35 ※ 別紙により検討

36 2 目標達成に向けて実効性を高める取組等

- 37
- 38
- 39 ・ 今後の第8期計画の推進に当たっては、目標達成に資する施策の充実・強化を図るほか、施策の
40 効果をより発揮させるための取組を進めていくことが必要。
- 41 ・ I 1 (3) に示した「産学官民金連携による重層的なプラットフォームの形成」、「イノベーションの先導的・積極的導入～「北海道イニシアティブ」の推進」、「戦略的な社会資本整備」、「計画のマネジメント」が引き続き有効な取組。計画の進行管理にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響に留意してPDCAを行うとともに、対応策の検討に当たってはOODA※を意識し、データや現場の事象をよく観察し、臨機応変に対応。
- 42
- 43
- 44
- 45

- 1 ※OODA（ウーダ）：Observe（観察・情報収集）、Orient（状況判断、仮説構築）、Decide（意思決定）、Act（行動）の頭文字をと
- 2 り、目標を達成するための要素を4段階に分けて成功に導く方法を示したもの。変化が激しく先の読めない状況において、今あるも
- 3 ので判断し、実行する重要性を示唆する方法。

V 1 (2) ウイズ・コロナ、ポスト・コロナ社会において強化すべき施策（案）

目 標	計画推進部会における委員の意見	国の施策の方向性
<p>人が輝く地域社会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍で一極集中の脆弱性が分かり、地方分散への動きが出るため、これを受け止めることが大事。距離のハンディが無くなるオンライン化は地方にメリットがあり、北海道が優位。この動きを第8期計画の施策推進に戦略的に加えることで、次期計画の柱が見える。 ・ 「住み続けられる」を「住みたくなる」という発想に変えるべき。北海道の近未来は人口の回復・獲得にかかっている。コロナ禍はインバウンドに大打撃だが、これからは国内の人が住みたくなるデスティネーション（目的地）になるよう、施策群をインテグレート（統合）することが重要。 ・ コロナ禍収束後は、在宅勤務が一般化するなど企業オフィスのあり方や働き方が変化し、夏期の冷涼な気候等に利点のある北海道には好機。「ちょっと暮らし」のような取組を情報ネットワーク整備と合わせて進めるべき。 ・ 北海道は札幌圏を除いて3密になりにくく、新たな活動のフィールドになり得る。しかし道内は情報通信網が弱いので整備が必要。 ・ コロナ禍で、首都圏ではテレワークを前提とした地方移住希望者が増加している。移住先として北海道の優位性をアピールし、ICT環境を整備することが重要。 ・ コロナ禍でオンラインの活用が進化した。広域分散型の北海道はこの流れを的確に捉え、5Gや光ファイバ等の情報通信基盤の構築を進め、テレワーク、遠隔医療、オンライン授業などの環境整備を図るなど、Society5.0の実現に向けた取組を加速化すべき。 ・ コロナ禍で人やモノの移動が減り、WEBでのコミュニケーションが増えた。このような変化、新しい生活様式を踏まえ、交通・物流分野を全体的に見直す必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道の地方部は、高齢化や人口流出が課題となっているが、低密度な広域分散型の地域構造は新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」に適した環境である。このため、地方部での暮らしの魅力を発信する等、移住や長期滞在を増やす取組を促進していくことで、生産空間の維持・発展を促す好機である。 ・ 定住人口の維持・増加を図るため、北海道の豊かな自然や変化に富んだ四季、ゆとりある空間等の居住環境の魅力を活かして、U I J ターン等の移住や、二地域居住、二地域生活・就労など複数の生活拠点を持つ新たなライフスタイル、長期滞在を促進する。 さらに、地方が新たな日常を牽引していくよう、コワーキング、テレワーク等ICTを活用した新たな働き方やライフスタイルを促進する。 ・ 生産空間において国民が「住みたい」「訪れたい」と感じられる魅力の向上に取り組み、さらに生産空間へ定住や交流を促進することが重要である。 このために、生産空間が有する雄大な自然や北海道らしい農村景観、食等の地域資源と「シーニックバイウェイ北海道」や「わが村は美しくー北海道」運動、北海道マリナビジョン 21等の地域主体の先駆的な活動やそのノウハウを活かした地域づくりにより、地域のブランド力を高めて、多様な交流や域内消費需要の拡大を図る。このような生産空間の魅力向上は、インバウンド観光の早期回復や内外の新たな観光需要の取り込みにつなげていく上でも重要である。 ・ 都市部からの移住者や観光客の受入を強化するため、公共交通を強化する等、北海道での生活に不慣れな人の就労・居住も見据えた生活環境を整備する。 ・ Society 5.0 の実現の加速化にも資する革新的技術を先行的に取り入れ、デジタル・ニューディールを重点的に進める。(例：運転者等の感染リスク軽減や省力化を図る等、リモート化等の促進) ※

<p>人が輝く地域社会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で被害を受けたインバウンドや公共交通・物流に重点的に取り組むべき。データ収集やスマート化は大事だが、心がこもった対応が重要。例えば、5Gを全ての地域に普及させるのがコスト的に難しいからといって、地方を切り捨ててはいけない。人が少なくなってもコミュニティを維持するため、多様な人が交流できる公共の場の整備や新しいモビリティを考えるべき。 ・コロナ禍で医療と教育が弱いことが分かった。広域連携して、遠隔で医療や教育が受けられる環境を整備する必要がある。観光客や移住者の受け入れにも医療の充実が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔教育や遠隔での医師等による健康相談を可能にする環境整備を促進する。*
<p>世界に目を向けた産業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国の輸出促進プログラムと歩調を合わせながら、農水産物・食品の輸出に引き続き取り組むべき。しかしコロナ禍で輸出市場の動向が見通せないため、為替状況が落ち着いて経済が復調してからの立て直しにならざるを得ない。 ・コロナ禍で外国人技能実習生が来日できず、農業現場の労働力確保が喫緊の課題。シニア世代や学生の積極的な雇用、副業が認められる労働者が週末だけ農業を手伝う仕組みづくり、ICT化・ロボットの活用等を推進すべき。 ・消費単価が高い首都圏など遠方からの来訪者を、3密回避できるアドベンチャーツーリズムやサイクルツーリズムなど自然の魅力を訴求する形で北海道に戻すことが戦略的なポイント。観光の3密回避は国内外で当たり前になり、3密回避をしつつ北海道の魅力につなげる知恵と工夫が必要。3密回避の観点では、今後さらにレンタカー利用が進むと想定される。 ・コロナ禍は北海道観光の脆弱性を露呈し、対応すべき課題を前倒して具現化した。今後、各国政府の方針や航空の状況等の外的要因を踏まえながら、マイクロツーリズム、道外、インバウンドと段階的に観光需要を戻すことになるが、北海道の観光地域はターゲットのポートフォリオをしっかりと認識しながら取り組む必要がある。インバウンドは外的要因に左右されやすく、一本足打法では持続可能性が低い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農水産業・食関連産業の成長産業化と持続的発展を図るためには、自然に恵まれ観光地としても高い認知度を誇る北海道のブランド力を活かし、拡大するインバウンド観光との相乗効果を図り食文化の魅力の発信を進めつつ、北海道の高品質な農水産物・食品の輸出を一層促進し、戦略的にグローバル市場を獲得していくことが必要である。 ・農林水産物・食品の輸出力の維持・強化及び国内供給力の強化を促進する。* ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う輸出規制等世界的な食料供給の不安定化により、食料を輸入に依存するリスクが顕在化しているため、食料供給基地である北海道において食料供給力の強化に向けたイノベーションを加速化する。 ・省力化や低コスト化、高品質生産を実現するため、トラクター等農業機械のGPS自動走行システム、センシング技術による精密農業といった、ICTやロボット技術を活用したスマート農業を促進する。 ・生産現場において外国人労働者を確保できない場合に対応するため、休業者等の雇用のマッチング等、多様な労働力確保に向けた取組を促進。また、スマート農業の導入により創出される労働力の活用を促進する。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により急減したインバウンド需要の復活に向け、受入環境整備を促進する。* ・第8期計画では、ドライブ観光、サイクルツーリズム、かわたび北海道、食・産業・文化を組み合わせたインフラツーリズム、農泊（渚泊）等生産空

<p>世界に目を向けた産業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・MICEは、ICTとリアルハイブリッドの形にシフトする動きが出ている。北海道のMICEがどのような強みを持っていくのか考えるべき。 ・コロナ禍を契機に、首都圏の企業に勤めながらテレワークによって北海道で働くことが可能になる。首都圏の企業はコロナ後やオリパラを見据えてテレワークを考える必要があり、北海道はBCPの観点からテレワークを打ち出すべき。 ・世界はデジタルトランスフォーメーションの渦中にある。交通、物流、輸出、国内需要、人の移動が戻ってくる時期に向けて、柔軟な発想と判断で実行するマイクロビジネスをデータ発信によってアクセラレーション（加速）するという動きも必要。 	<p>間の地域資源を活かして、地域の活動団体が主体になって魅力ある観光メニューを創出していくことに積極的に取り組んできた。このような生産空間が産み出す観光は、ポスト・コロナの新しい生活様式や価値観を受けて、今後の中心的な観光形態である。インバウンド観光の早期回復を図り、さらに内外の新たな観光需要を取り込んでいくためにも、北海道らしい農村景観、食等の生産空間固有の地域資源と地域主体の先駆的な活動やそのノウハウを活かした地域づくりに取り組み、生産空間の魅力向上やブランド化を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光需要の段階的回復過程で変化するターゲットに応じたポートフォリオを認識することやリアルとオンラインを組み合わせたハイブリッド型のMICE等、急速に進む環境変化に対し、「観光ビジョン推進北海道ブロック戦略会議」等のオール北海道の官民連携の下で迅速かつ戦略的に対応していく。 ・若者が主体となる地域づくりの推進や、ソーシャルビジネス・コミュニティビジネス等の起業・創業等に対する支援、女性の活躍の場づくり等を促進する。また、障がい者の参画促進を図るため、公共交通機関、建築物等のバリアフリー・ユニバーサルデザインを促進する。 <p>さらに、地方が新たな日常を牽引していくよう、コワーキング、テレワーク等ICTを活用した新たな働き方やライフスタイルを促進する（再掲）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業は、地域の雇用を支えるとともに、製造分野における高度なものづくり活動を支えており、北海道にも、グローバルニッチトップ企業を始め、特定の分野で高いシェアを占める中小企業が存在している。地域経済の活性化のためには、中小企業の発展が不可欠であり、中小企業の新たな事業展開等を支える環境整備を積極的に推進する。
-------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>強 靱 で 持 続 可 能 な 国 土</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害への備えだけでなく、コロナ禍や外交問題など、北海道経済に及ぼす影響を広く捉えて強靱化の概念を再構築することが必要。 ・日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に伴う津波のシミュレーションも公表され、強靱化は引き続き喫緊の課題。北海道の強みを活かしたバックアップ機能の発揮のためにも、コロナ対策を踏まえた避難所の整備等も含め、社会インフラの品質強化が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響分析を行い検討。 ・なお、災害対応としては、新型コロナウイルス等感染症の状況を踏まえ、災害が発生した際の初動対応や避難支援等において感染症対策に万全を期す。
----------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※ 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月20日変更の閣議決定）による。

（今後の施策の進め方）

- 1 新型コロナウイルス感染症の緊急的な対策としては、事態の早期収束に強力に取り組むとともに、その後の力強い回復の基盤を築くためにも、雇用と事業と生活を守る必要がある。また、収束後の反転攻勢に向けた需要喚起と社会変革の推進に向けて、観光・運輸、飲食、イベントなど大幅に落ち込んだ消費の喚起と、デジタル化・リモート化など未来を先取りした投資の喚起の両面から反転攻勢策を講じるため、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定。令和2年度補正予算（第1号・第2号）により予算措置がされている。これらの対策に加え、感染拡大防止対策については、今後の国の方針等を踏まえて迅速かつ柔軟に対応することとしている。
- 2 第8期計画の中間点検取りまとめ以降も、新型コロナウイルス感染症の影響分析を行ったうえで、計画推進部会において数値目標に対する審議と併せ、マネジメントサイクルに沿った効率的・効果的な進行管理に係る審議を諮り、以後の施策推進に適切に反映する。